

労働者協同組合ワーカーズコープちば 就業規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は「協同労働の協同組合」の基本原理の立場にしっかりと立ち、ワーカーズコープちばの事業に従事する組合員の賃金・労働条件に関する事項を定めたものです。

ワーカーズコープちばは労働者自身の事業体であり、労働者協同組合として全員が労働者です。ワーカーズコープちば（以下「組合」という。）に働く組合員は、みんなで事業計画を作り、みんなでその進展状況を点検し、みんなで目標をやりとげていくという立場をしっかりと堅持し、事業計画の中に賃金、労働条件の改善を位置付けていきます。

(適用の範囲)

第2条 この規則でいう組合員とは、定款に基づき、組合の事業または事業所に就労し賃金を支払われる者をいいます。

非出資者かつ短期就労するものについては、「アルバイト規定」を適用します。

(賃金・労働条件の決定)

第3条 組合は事業・経営も組合員自身が主人公になって決定し、実行し、責任を負う組織です。賃金・労働条件については、組合員の意思を尊重し、各事業所が提案し賃労委員会を経て理事会が最終的に承認します。

(法令優先の原則)

第4条 法令によってこの規則と異なる事項が生じた場合は、その事項については労働基準法その他関連の法令の定めるところによります。

第2章 人事

(組合員の就労配置の原則)

第5条 組合員の就労配置は、各事業の特質及び契約上の責任に応じて本人の意向を尊重することを基本とし、かつ民主的適正に行うことを条件とします。

2 組合員の思想・信条は自由であり、これによって労働条件の差別を受けません。

(異動)

第6条 業務の都合により、組合員は係替、転勤、出向することがあります。

(就労・雇用の形態)

第7条 組合員の就労及び雇用の形態は、組合業務及び各事業の職務によって決まり、一般就労・短時間就労及びこれに準ずる就労は、すべて常用とします。

(採用)

第8条 組合は加入を希望する者の中から選考し、理事会への報告を経て採用を決定します。

(試用期間)

第9条 新採用者については、採用の日から2ヶ月間を試用期間とします。ただし、特殊技能または理事会が認めた者については、試用期間を設けないことがあります。

2 試用期間内に引き続き組合員として勤務させることが適性において著しく欠けると認められる者については、試用期間を延長し、または、採用を取り消します。ただし、入社後14日を経過した者については、第18条第1項に定める手続によって取り消します。

3 試用期間は勤続年数に通算されます。

(提出書類)

第10条 組合員に採用された者は、必要に応じて速やかに次の書類を提出するものとします。

(1) 身元を確認できる書類

(2) 居住及び通勤方法の届書

(3) その他特に必要とする書類

・資格に関する証明

・運転免許証

・マイナンバー（個人番号）

・健康診断書（仕事上必要な業務の場合のみ）

2 前各号の他記載に異動があったときはその都度速やかに届け出なければなりません。

(休職)

第11条 組合員が次の各号に該当したときは休職とします。

- (1) 業務外の傷病により引き続き1ヶ月を超えて欠勤したとき
- (2) 理事会の承認を受けて、他の団体等に勤務するとき
- (3) 自己の都合により引き続き1ヶ月を超えて欠勤したとき
- (4) 地方議会議員、その他公職につき、勤務に著しく支障をきたすとき
- (5) 刑事事件に関し、起訴され休職を必要とするとき
- (6) 業務上の理由により引き続き6ヶ月を超えて欠勤したとき
- (7) 前各号の他、特別の事情があつて休職が必要と認めたとき

(休職期間)

第12条 前条による休職期間は次のとおりとします。

- (1) 前条1項第1号の場合、1年6ヶ月。ただし結核性・難病・公害認定患者の場合は、3ヶ年
- (2) 前条第2号及び4号から7号までの場合は、その必要とする期間
- (3) 前条第3号の場合は6ヶ月

2 休職期間は勤続年数に数えず、賃金も支払いません。

(復職)

第13条 休職期間満了前に休職事由が消滅したときは、直ちに復職するものとします。

(退職)

第14条 組合員が次の各号に該当するときは退職するものとします。

- (1) 業務の遂行が知力・体力的に不可能になったとき
- (2) 第12条1.(1)～(3)の期間を超えたとき
- (3) 本人死亡のとき

(定年)

第15条 65歳を定年とし、その誕生日をもって退職とします。

(雇用の継続)

第16条 前条の規定が実行された後、第14条、第18条、第70条に該当しない場合、本人の申し出により健康と意欲と一定の能力があり、組合が必要としている場合に限り、新たな雇用契約を結ぶことができます。

(自己都合退職)

第17条 退職する者は、退職を希望する日の原則として1ヶ月前までに退職届を理事長に提出することとします。

2 組合員が無断欠勤を続けた場合は、欠勤開始日から14日を経過した日を退職日とみなします。

(解雇)

第18条 組合員が次の各号に該当するときは理事会にかけ、解雇することができます。解雇するときは、1ヶ月前に本人に予告するか、または労働基準法第20条の規定する平均賃金の30日分を支給します。

- (1) 心身の障害または衰弱によって職務の遂行に支障を生じ、雇用の継続に配慮してもなお業務に耐えられないと認められる場合
- (2) 勤務成績又は業務能率が著しく不良で、向上の見込みがなく、他の職務にも転換できない等、就業に適さないと認められた場合
- (3) 著しい服務規律違反があった場合
- (4) 試用期間中に組合員として不適格であると認められた場合
- (5) 事業の運営上のやむを得ない事情又は天災地変その他これに準ずるやむを得ない事情により、事業の縮小・転換又は部門の閉鎖等を行う必要が生じ、他の職務に転換させることが困難な場合
- (6) その他前各号に準ずる相当な事情がある場合

2 前項の規定による組合員の解雇に際し、当該組合員から請求のあった場合は、解雇の理由を記載した証明書を交付します。

(解雇制限)

第19条 前条の規定にかかわらず、次の各号の期間は解雇しません。ただし、第1号の場合において、療養開始後3年を経過しても傷病が治らずに労働基準法上の打ち切り補償を支払った場合はこの限りではありません。

- (1) 業務上の傷病により療養のため休業する期間及びその後30日間
- (2) 産前・産後の女性組合員が第41条の規定により休業する期間及びその後30日間

第3章 服務

(会則、規則の遵守)

第20条 組合員は、定款及び本規則等組合の定める諸規則を遵守し、総会及び理事会の決定を積極的に実践し、責任者又は事務局の指示に従い、相互に協調して

誠実に職務を遂行しなければなりません。

(遵守事項)

第21条 労働者は、以下の事項を守らなければなりません。

- (1) 許可なく職務以外の目的で組合の施設、物品等を使用しないこと。
- (2) 職務に関連して自己の利益を図り、又は他より不当に金品を借用し、若しくは贈与を受ける等不正な行為を行わないこと。
- (3) 勤務中は職務に専念し、正当な理由なく勤務場所を離れないこと。
- (4) 組合の名誉や信用を損なう行為をしないこと。
- (5) 在職中及び退職後においても、業務上知り得た組合、取引先等の機密を漏洩しないこと。
- (6) 酒気を帯びて就業しないこと。
- (7) その他組合員としてふさわしくない行為をしないこと。

(職場のパワーハラスメントの禁止)

第22条 職務上の地位や人間関係などの職場内の優越的な関係を背景とした、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、他の組合員の就業環境を害するようなことをしてはなりません。

(セクシュアルハラスメントの禁止)

第23条 性的言動により、他の組合員に不利益や不快感を与え、就業環境を害するようなことをしてはなりません。

(妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの禁止)

第24条 妊娠・出産等に関する言動及び妊娠・出産・育児・介護等に関する制度又は措置の利用に関する言動により、他の組合員の就業環境を害するようなことをしてはなりません。

(その他あらゆるハラスメントの禁止)

第25条 第22条から前条までに規定するもののほか、性的指向・性自認に関する言動によるものなど職場におけるあらゆるハラスメントにより、他の組合員の就業環境を害するようなことをしてはなりません。

(出退勤記録)

第26条 組合員が出退勤するときは、必ず本人自身がタイムカード又は出勤簿に時間及び必要事項を記録しなければなりません。ただし、やむを得ない場合は他

の者が記録することもできます。

(外出早退)

第27条 勤務時間中、私用外出及び早退するときは必ず責任者又は事務局の許可を受けなければなりません。

(許可事項)

第28条 組合員は次に掲げる事項についてあらかじめ所定の手続きを経て事務局又は理事会の許可を受けなければなりません。

- (1) 業務外の集会、または政治活動を行うため組合の施設を利用するとき
- (2) 組合の施設内における所定の場所以外において業務外の掲示、または組合の備品を使用するとき
- (3) 在籍のまま、他の団体に勤務または公務に就任しようとするとき

(個人情報保護・機密保持について)

第29条 組合員は、組合及び取引先等に関する情報の管理に十分注意を払うとともに、自らの業務に関係のない情報を不当に取得してはなりません。

2 組合員は、職場又は職種を異動あるいは退職するに際して、自らが管理していた組合及び取引先等に関するデータ・情報書類等を速やかに返却しなければなりません。

(特定個人情報等の取扱い)

第30条 特定個人情報等の取扱いについては「特定個人情報保護規定」によります。

第4章 就業時間、休日及び休暇

(労働時間)

第31条 組合員の労働時間は、休憩時間を除き、1日について8時間、1週間につき40時間以内とします。ただし、夜勤等変形労働時間制の組合員の労働時間は、4週間を平均として1週間について40時間を超えない範囲で、特定の日に於いて8時間または特定の週において40時間を超えることができます。

(就業時刻、休憩)

第32条 各業務の就業時刻、休憩は職場ごとに決めます。各職場の就業時刻、休

憩は別表 1 の通り

- 2 短時間就労及びそれに準ずる就労の組合員の就業時刻に関しては、各職場で業務の範囲内で必要に応じて決めるものとします。
- 3 この時刻は、業務の都合により、第 3 1 条の範囲内で繰り上げ繰り下げることがあります。

(休日)

第 3 3 条 組合員の所定休日は、4 週を通して 4 日の法定休日、毎週 土曜日、国民の祝祭日、年末年始の 12 月 29 日から 1 月 3 日 までの 6 日及び夏期の 7 月 1 日から 10 月 31 日の間の 5 日とします。ただし、職場によって組合員の休日は勤務表に定められた公休日及び代休日とします。

- 2 勤務表に定められる公休日及び代休日は、月ごとにその月に属する前項本文に定める休日の合計数を満たし、かつ、可能な限り至近の日であることを必要とします。
- 3 勤務表は別途定めます。

(出張者等の労働時間)

第 3 4 条 組合員が出張その他業務のため事務所外で勤務する場合で労働時間を算定し難いときは、前条の通常の労働時間服務したものとみなします。ただし、責任者又は事務局があらかじめ別段の指示をしたときはこの限りではありません。

(時間外労働)

第 3 5 条 労働基準法第 3 6 条の書面による労使協定により所定労働時間外に就業させることができます。

- 2 前項の時間外労働はこの規則、法令に定める範囲内とし、別に定める割増し賃金を支払います。
- 3 時間外労働は、責任者又は事務局が指示するものでなければなりません。やむを得ず自ら行った場合は事後責任者又は事務局の承認を必要とします。
- 4 天災地変、その他避けることのできない事由により、臨時に時間外労働をさせる必要がある場合は、労働基準監督署の許可または事後届出により、必要の範囲で時間外に就業させることができます。
- 5 1 項における時間外労働は満 18 歳未満の者には適用しません。

(休日労働)

第36条 労働基準法第36条の書面による労使協定により、業務上必要がある場合は第33条の休日に就業させることができます。

(宿日直)

第37条 満18歳以上の組合員を休日宿直または日直の業務に就かせることができます。

(年次有給休暇)

第38条 雇入れの日から起算して6ヶ月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した者に対し、継続し、または分割した10日の年次有給休暇を与えます。ただし、1週4日及びそれより少ない労働日数の場合、労働基準法に基づいた有給休暇の日数を与えます。

2 1年6ヶ月以上勤務したものには、超える年数1年につき表①の日数を加算します。ただし、その総日数は20日を限度とします。

3 年次有給休暇は、組合員が指定した時季に与えます。ただし、事業の都合によりやむを得ない場合には他の時季に変更することがあります。

4 当該年度に行使しなかった年次有給休暇は、次年度に限り繰り越すことができます。

5 第1項又は第2項の年次有給休暇が10日以上与えられた組合員に対しては、付与日から1年以内に、当該組合員の有する年次有給休暇日数のうち5日について、組合が組合員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させます。ただし、労働者が第3項の規定による年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を5日から控除するものとします。

表① 有給休暇の日数

週所定労働日数	年間所定労働日数	雇入れの日から起算した継続勤務期間（年）						
		0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5年以上
5		10	11	12	14	16	18	20
4	169～216	7	8	9	10	12	13	15
3	121～168	5	6	6	8	9	10	11
2	73～120	3	4	4	5	6	6	7
1	48～72	1	2	2	2	3	3	3

(特別休暇)

第39条 組合員が次の項に該当するときは特別休暇を与え、有給とし通常の賃金を支払います。特別休暇の期間には公休日を含み、公休日については無給とします。また、特別休暇の開始は、原則としてその事案が発生した日からとします。

(1) 本人が結婚するとき……………5 日間

(2) 父、母（義父母を含む）配偶者、実子が死亡のとき ……7 日間

(3) 祖父母、配偶者の父母、兄弟姉妹及び孫が死亡のとき ……3 日間

(4) 妻が出産したとき……………1 日間

ただし、特別の事情があるときは延長することができます。

(5) 天災事変、その他不可抗力による災害を受けた場合または伝染病発生のため出勤不能

の場合は組合が必要と認めた期間

(6) その他組合が必要と認めた場合、組合の許可を受け帰省に要する往復日数を加算することができます。

2 特別休暇を請求しようとする者は事前に届出をします。

(生理休暇)

第40条 生理日の就業が困難な女性組合員が休暇を請求した場合には、その日については就業させません。

(出産休暇)

第41条 6 週間（多胎妊娠の場合は 14 週間）以内に出産する予定の女性組合員は、その請求によって休業することができます。

2 産後 8 週間を経過しない女性組合員は就業させません。ただし、産後 6 週間を経過した女性組合員から請求があった場合は、医師が支障ないと認めた業務に就かせることができます。

(育児・介護休暇)

第42条 満 1 歳未満の子と同居し、その子を養育する組合員は育児休業をとることができます。

2 負傷、病気、心身障害により、家族を 2 週間以上、常時介護しなければならない組合員は、介護休業をとることができます。

3 細目は育児・介護休業規定で定めます。

(公民権行使の時間)

第43条 組合員が公職選挙、その他公民としての権利を行使するときは、それに

必要な時間をとることができます。

- 2 前項の申し出があったとき、権利の行使を妨げない限度においてその時刻を変更することができます。

(欠勤)

第44条 病気その他やむを得ない事由により欠勤する場合は、事前または事後速やかに手続きをしなければなりません。

- 2 傷病のため欠勤が4日以上に及ぶときは、医師の診断書を提出することとします。

第5章 出張

(出張)

第45条 業務の必要により組合員が出張することがあります。手続き及び旅費に関する事項は別に定めます。

第6章 賃金

(原則)

第46条 組合の支払う賃金は、業績、業種、業界の状況、組合業務及び事業遂行上の職務の責任と困難の度合い、技術、技能及び物価と社会的な生活環境の変化等を基礎的基準として、予算の範囲内で、理事会で決定します。

(賃金の体系)

第47条 賃金についての細目は、賃金規定を定めます。賃金の適用査定はその必要あるごとに理事会に設置される賃労委員会で審査され理事会にて決定します。

(賃金の支払い形態)

第48条 組合員の賃金支払い形態は、月給制及び時給制とします。

(賃金の支払い形態の定義)

第49条 月給制とは賃金が月により定められるものをいいます。1ヶ月通算し、欠勤（労働災害補償保険、健康保険の対象となるものを含む）が4日以上にわたるとき、及び無断欠勤ならびに懲戒によるときは賃金の控除を行います。

- 2 時給制とは賃金が時間によって定められるものをいいます。

(賃金の計算期間と支払日)

第50条 賃金は前月 11 日から当月 10 日までの期間で計算し、当月 25 日（支給日が金融機関休業日にあたるときは原則としてその前日）に支給します。

(賃金の控除)

第51条 次に掲げるものは、賃金支払いの際控除します。

(1) 法令の定めによるもの

給与所得税、地方税、各種社会保険料個人負担分

(2) 出資金、金融貸付金、返済金、「労協」新聞代、労使の書面協定によるもの

(死亡及び退職時の支払い)

第52条 組合員が退職または解雇された場合においては組合員に、死亡した場合においては家族に次の賃金支払い日に支払います。ただし、本人又は家族より請求がある場合は7日以内に支払います。

(時間外労働手当・休日労働手当)

第53条 第31条及び第33条に基づき1日につき8時間を超えて就業した場合、時間外労働25%増し及び休日労働の手当は1時間につき通常の労働時間の賃金計算額の35%増しとします。所定の8時間を超えなおかつ午後10時から午前5時までの深夜労働に就業した場合、1時間につき50%増しの手当を支給します。

(年次有給休暇の賃金)

第54条 年次有給休暇の賃金は所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金を支給します。週、月の労働時間が変動する場合は、平均労働時間で支給します。

(特別休暇の賃金)

第55条 結婚休暇、忌引休暇、伝染病、など有給特別休暇日は所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金を支給します。

2 生理休暇、出産休暇の賃金は支給しません。ただし、出産休暇については、健康保険の適用を受ける者は健康保険の出産手当金が支給されます。

(時間制賃金の遅刻・早退の計算)

第56条 前月 11 日より当月 10 日までを単位とし、欠勤・遅刻・早退及び私用

外出の不就労時間は時間計算により、15 分を単位として計算します。

(賃金の改定)

第57条 賃金の改定は、原則として月給組合員は毎年9月11日、時給組合員は毎年偶数月の11日を起算日として行います。中途入団の月給組合員については、9月10日時点で半年以上在籍している場合、当年度の9月11日に改定します。ただし、職場によって組合員の賃金の改定は、各職場の給与体系表のとおりとします。

表② 賃金改定(時給)の起算日について

入団時	4/11～6/10	6/11 ～ 8/10	8/11 ～ 10/10	10/11～12/10	12/11 ～ 2/10	2/11 ～ 4/10
起算日	4/11	6/11	8/11	10/11	12/11	2/11

第7章 一時金

(一時金)

第58条 組合の一時金は経営状況を考慮し、個々の労働時間数、日数を基準に計算し、支給日に在籍している組合員に支給します。その実施判断は、理事会で決定します。業績等の要因によっては支給を見送ることもあります。

(一時金の支給対象期間)

第59条 一時金の支給対象期間は、第58条に定められた基準で理事会において決定します。

2 計算基準は、(対象期間の月給料の合計÷対象月数)×支給率とします。

(2) 対象月に働いていない者は支給されません。

第8章 安全・衛生・災害補償

(管理者の義務)

第60条 理事及び管理的責任を与えられた組合員(以下管理的組合員という)は、安全衛生上の諸施策を具体的に講ずるとともに、組合員にそれを周知徹底する義務を負います。

(保健衛生)

第61条 法令規則に基づいて、組合員の健康診断等を年1回以上行います。

2 その結果、特に必要ある場合は就業を一定期間停止し、または就業時間の短縮、職場の配置換えをすることがあります。

(災害補償)

第62条 組合員が業務上負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合組合は労働基準法に定める補償をします。ただし、組合員または遺族など権利ある者が、同じ事由で労働者災害補償保険、自動車賠償保険その他より給付や補償を受けるときは、その範囲内で二重の補償はしません。

2 組合員が業務外の傷病にかかったときは健康保険法により給付を受けるものとしします。

第9章 教育訓練

(教育訓練)

第63条 組合員は労働者協同組合運動の理念をよく理解し、資質の向上を図り、職務上必要な知識を修得するために、組合の行う教育を受けることとします。

2 組合員が組合に必要な新たな資格をとるための教育や研修を受ける場合は、別途定め援助します。

第10章 福利厚生

(福祉)

第64条 組合員の福祉を向上させるため、たえず努力するとともに互いに平等の権利行使ができるよう努めるものとしします。

(被服貸与)

第65条 組合員に業務上必要ある場合、被服を貸与し着用を義務とします。

(体育文化)

第66条 組合員は体育文化の向上及び諸レクリエーション行事活動の開催に際し、その目的達成のため積極的に参加するものとしします。

第 1 1 章 慶弔見舞金

(慶弔見舞金)

第 6 7 条 組合員及び家族の慶弔、災害見舞金の支給については別に定めます。

第 1 2 章 賞罰

(表彰)

第 6 8 条 組合員が次の各号に該当する場合には審査の上表彰します。

(1) 永年誠実に勤務したもの

10 年ごとに総会において表彰します

(2) 職務に精励し、自己の職務を果たし他の模範とするに足りるもの

(3) 災害を未然に防止しまたは災害の際、特に功労のあったもの

(4) 業務上有益な発明、改良または工夫考案したもの

(5) その他表彰を適当と認められる行為のあったもの

2 前項の表彰は、賞状の他賞品または賞金を授与してこれを行います。

(表彰の選考)

第 6 9 条 選考は、理事会が検討し理事長がこれを決定します。

(懲戒)

第 7 0 条 組合員が次の各号の一つに該当するときは理事会にかけ、懲戒処分を行います。ただし本人の釈明を十分に聞き、慎重に審議することを前提とします。

(1) 本規則にしばしば違反したとき

(2) 素行不良で組合内の風紀、秩序を乱したとき

(3) 出勤常ならず、職務に熱心でないとき

(4) 故意に業務の能率遂行を妨げたとき

(5) 業務上の怠慢または監督不行き届きによって災害を引き起こし、組合の設備、器具等を損傷したとき

(6) 職務を利用して、金銭等の不正な授受を行ったとき

(7) 前各号に準ずる不都合な行為をしたとき

(懲戒の種類)

第 7 1 条 組合員の懲罰はその情状により理事会にかけ、次の区分にしたがって行います。

(1) けん責……始末書を提出させ将来を戒める

- (2) 減給……1 回の額が平均賃金 1 日分の半額以内で、総額は月の賃金の 10 分の 1 以内とする
- (3) 出勤停止……7 日以内で実施、その期間中は賃金を支給しない
- (4) 懲戒解雇……第 18 条及び第 70 条により処分する

(損害賠償)

第 72 条 組合員が違法行為等により組合に損害を与えた場合、組合は損害を現状に回復させるか、または回復に必要な費用の全部もしくは一部を賠償させることがあります。なお、当該損害賠償の責任は、退職後も免れることはできません。

(施行日)

第 73 条 この就業規則は 2022 年 12 月 11 日より施行します。

第32条 別表1 職場就業時刻・休息・休憩(職場によって変更あり)

2022.12.11

職 場 名	業 務	出勤日	始・終業時刻	昼休み・休憩
ふたわ診療所	清掃	月～土	6:30～16:30	休10:30～11:00
				昼11:30～12:30
				休14:30～15:00
			6:30～10:30	
		日	8:00～12:00	
		祝日	8:00～12:45	
	巡回(南浜)	月～金	8:15～16:30	昼12:00～13:00
		土	8:40～13:30	
		祝日休		
	巡回(二和)	月～金	8:30～15:45	昼12:00～13:00
		祝日休		
	巡回(鎌ヶ谷)	月～土	10:00～15:00	昼12:00～13:00
		祝日休		
	訪問診療車	月～金	診療所の指示に合わせる	
		祝日休		
船橋二和病院	デイケア送迎	月～金	8:15～16:30	昼12:00～13:00 又は14:00～15:00
	第1駐車場管理	月～木	①8:00～12:00 ②12:00～15:00	
		金・土	8:00～12:00	
		祝日休		
	第2駐車場管理	月～土	8:00～12:00	
		祝日休		
鎌ヶ谷・あすなろ	清掃	鎌(月・水・金)	7:00～11:00	
		あ(火・木・土)	7:00～9:00	
習志野センター	トラック朝積み	月～金	6:00～9:00	
	トラック片付け	月～金	17:00～20:00	
		水	夕配対応(20:00～)あり	
習志野台整形	清 掃	月～土	6:30～7:50	
からたち	清 掃	月～土	7:00～11:00	
	送 迎	月～土	8:30～終了まで 15:30～終了まで	
まくはりの郷	清 掃	月～土	7:00～12:00	休 10:00～11:00
	送 迎	月～土	8:30～終了まで 15:30～終了まで	
花園診療所	清掃	月～土	7:00～11:00	
健生病院	売店	月～土	8:30～16:30	
	送 迎	月～土	8:30～17:00	
	案内	月～金	8:00～15:30	

八千代センター	トラック朝積み	月～金	6:00～9:00	
習志野センター	トラック朝積み	月～金	6:00～9:00	
	トラック片付け	月～金	17:00～20:00	
		水	夕配対応(20:00～)あり	
千葉北センター	トラック片付け	月～金	18:00～21:00	
	トラック朝積み	月～金	6:00～9:00	
事務所	事務・エコショップ	月～金	9:00～18:00	昼 12:00～13:00
職業訓練講座	事務	月～金	9:00～18:00の間	カリキュラムによる
ゆりの木 しいの木	訪問介護	月～日 シフト制	9:00～18:00 事	昼 12:00～13:00
			変形勤務 介	* 12/29～1/3休み
しいの木	居宅介護支援	月～金	9:00～18:00	
		祝日休		
四季彩	調 理	無休	6:30～終了	
	配 達	無休	9:30～12:00	
稲毛	生活困窮者	月～金	8:30～17:30	昼 12:00～13:00
若葉	生活困窮者	月～金	8:30～17:30	昼 12:00～13:00
緑	生活困窮者	月～金	8:30～17:30	昼 12:00～13:00
らいふあつが習志野	生活困窮者	月～金	8:30～17:30	昼 12:00～13:00
らいふあつが習志野	学習支援	月・水		
みらい	児童デイ	月～金	9:00～18:00	
		祝日休		
稲毛スカイタウン	清掃・緑化・ 夜間管理			
中核まるっと	生活困窮者	月～金	9:00～18:00	昼 12:00～13:00
今井町清掃	清掃	月～土	7:00～10:00	
安心ケアセンター	清掃	月・木	10:30～11:30	
フードバンク	生活困窮者		9:00～18:00	昼 12:00～13:00
北部デイ	送 迎	月～土	8:15～10:00頃	
			15:30～17:15頃	
ふれあい薬局	清掃	月～土	8:30～9:30	
すこやか薬局	清掃	月～金	15:30～16:15 ※3人体制	
あすなろ薬局	清掃	火・木・土	7:00～9:00	
のぞみ薬局	清掃	月・水・金	13:30～14:00 ※3人体制	
薬剤センター	清掃	金	14:00～14:30 ※3人体制	

※事業所の終了、新事業所の開始、勤務体系の変更等 最新情報は、各現場、本部総務に確認してください。